

大地の恵み

発行 昭島市農業委員会

【第67回東京都農業委員会・農業者大会】

令和8年2月24日（火）に「第67回東京都農業委員会・農業者大会」がプリモホールゆとろぎ（羽村市生涯学習センター）で開催されました。昭島市からは、大貫幸夫様（上川原町）が企業的農業経営顕彰、井上茂夫様（田中町）が農業功労者感謝状を受賞され、当大会にて表彰されました。おめでとうございます。



中央

・企業的農業経営顕彰
大貫 幸夫 様
（上川原町）

右

農業委員会 鈴木会長

左

地区担当 指田委員

中央

・農業功労者
井上 茂夫 様
（田中町）

右

農業委員会 鈴木会長

左

地区担当 木野委員



【北多摩地区農業委員会連合会】

令和8年2月4日
(水)に「令和7年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式」が武蔵野スイングホールで開催され、鈴木会長、宮崎職務代理、事務局が出席しました。昭島市からは、拝島ねぎ保存会副会長の岩田英雄様(美堀町)が受賞され、表彰されました。おめでとうございます。



【納税猶予農地について】

納税猶予の適用を受けた農地では、耕作の目的に供されている土地である必要があります。下記のように違反した場合は、猶予の打ち切り(期限の確定)となるのでご注意ください。

【全部確定】

- 違反転用や譲渡等の合計が特例適用農地等の面積の20%を超えた時。
- 農業をやめた時。
- 3年ごとの届出書を提出しなかった場合。

【一部確定】

- 違反転用や譲渡等の合計が特例適用農地等の面積の20%を超えない時。

【女性農業委員について】

令和2年12月25日に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画において、農業委員に占める女性の割合に関する成果目標として、①農業委員会において女性の委員が登用されていない組織数を令和7年度までに0にする。②農業委員に占める女性の割合を早期に20%とし、更に令和7年度までに30%を目指すことが定められました。現在、昭島市農業委員会では、3名の女性委員が活躍しています。令和8年の改選で4名を目標にしていきます。

【令和7年度 昭島市農業特産品共進会・即売会】

第57回昭島市農業特産品共進会が令和7年11月22日（土）にカインズ昭島店周辺で開催されました。気候変動や天候不順が続く中、例年より1週間遅れの開催となりましたが、市内農業者からは多数の農畜産物が出品されました。

また、令和7年11月23・24日に昭島市農業特産品即売会を開催し、多くの来場者に昭島産の新鮮な農畜産物をPRしました。



【共進会最優秀賞受賞者】

東京都知事賞・蔬菜の部	木野	光太郎（上川原町）
昭島市長賞・鶏卵の部	指田	敏雄（上川原町）
昭島市議会議長賞・植木の部	阿部	晋也（緑町）
東京都農業振興事務所長賞・花卉の部	柳澤	裕治（大神町）
東京みどり農業協同組合長賞・果実の部	木村	幹夫（郷地町）
東京都農業会議会長賞・果実その他の部	小町	僖一（宮沢町）

【令和7年度 各種立毛品評会】

令和7年度の立毛品評会「果実生産組合」「蔬菜経営研究会」「花卉園芸組合」が全て開催され、関係機関の厳正なる審査の結果、以下の方々が受賞されました。

【果実生産組合 立毛品評会】
令和7年7月28日（月）実施

優秀賞 坂本 陽（日本梨）

優良賞 紅林 幸雄（日本梨）

良好賞 木村 幹夫（日本梨）



【蔬菜経営研究会 立毛品評会】
令和7年11月11日（火）実施

優秀賞 木野 光太郎（長ネギ）

優良賞 井上 泰男（ニンジン）

指田 守昭（小松菜）

良好賞 指田 守昭（大根）

木野 光太郎（大根）

井上 泰男（キャベツ）

【花卉園芸組合 温室立毛品評会】
令和7年11月18日（火）実施
シクラメンなど

優秀賞 植田 育宏

優良賞 高橋 祥友

良好賞 指田 邦暢



【令和7年度 農地パトロール】

昭島市農業委員会による農地パトロールを令和7年9月12日（金）に実施しました。今回は、生産緑地の追加指定に申請された5圃場の現地確認を実施しました。



【外来生物駆除】

近年、昭島市においてもアライグマやハクビシンによる農作物被害が出ています。令和2年度より実施している農地を対象にしたアライグマやハクビシン等の外来生物の防除を行う事業を令和8年度も実施いたします。市が農地に箱罠を設置します。捕獲できた場合は、処分する専門業者が圃場まで取りに来て引き上げます。捕獲できた外来生物の処分費は市が全額負担します。処分の補助は先着20件です。箱罠の設置を希望される方は農業委員会事務局までご連絡ください。



～特定生産緑地制度について～

平成29年6月に生産緑地法の一部が改正され、特定生産緑地法が施行されました。

特定生産緑地制度は、生産緑地の指定告示から30年を迎える前に、買取り申出ができる期限を所有者等の申請により10年延長する制度です。特定生産緑地の指定を受けると固定資産税等の農地課税が継続され、新たな相続が発生した際に相続税納税猶予制度の適用を受けることが可能になります（現行制度が継続します）。特定生産緑地制度の指定を受けない場合は、その農地の固定資産税等が段階的に引き上げられ、新たな相続が発生した時に相続税納税猶予制度の適用を受けられなくなるので注意が必要です。

～都市農地貸借円滑化法について～

生産緑地を対象とする都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成30年9月1日に施行され、生産緑地の貸借が可能になりました。この法律により、生産緑地で相続税納税猶予制度の適用を受けている農地の貸借や、貸借中に相続が発生した場合にその生産緑地は相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。詳しくは農業委員会にご相談ください。

～生産緑地制度について～

生産緑地制度とは、市街化区域内にある農地を計画的に保全し、良好な都市環境づくりを目指す都市計画上の制度のことを言います。生産緑地の指定を受けると固定資産税の評価が農地課税となり、税制面で大きな優遇を受ける反面、30年間の営農義務と行為制限が課せられ、主たる従事者の故障や死亡を除いては、生産緑地指定を解除するための市長へ買取り申出することができません。詳しくは、市役所の都市計画課か農業委員会にご相談ください。

全国農業新聞

農業経営と暮らしに役立つ
情報が満載です。

■発行日／週1回（金曜日発行）

■購読料／月900円

■年額10,800円

■申込み／農業委員会事務局

農業者年金

相続対策には長い時間をかけた備えが必要
です。

■加入要件

①国民年金第1号被保険者

②年間60日以上
の農業従事者

③20歳以上、60歳未
満の方

■申込み／農業委員会事務局

令和8年3月31日

編集・昭島市農業委員会

042-544-4135